



第4回東日本大震災における  
アスベスト対策合同会議  
(平成23年10月6日)  
【環境省資料10】

## 石綿が使用されている建築物の被害状況の把握及び 関係部局等の協力について(平成23年9月30日現在)

アスベストの飛散及びばく露を防止するため、石綿が使用されている建築物に関する状況の把握が重要であることから、関係自治体(環境部局)に照会し、情報の共有状況等について取りまとめた。

### 【対象自治体】

青森県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、仙台市  
山形県は全壊した住居は無く、通常時と変わらないとの回答あり

### 【概要】

#### 1. 石綿が使用されている建築物の被災状況の把握

一定規模以上の建築物(概ね床面積1,000㎡以上)の建築物についての情報についてはすでに把握しているかあるいは今後、情報共有を図ることとされているが、規模未達の建築物について、被災状況の把握は困難であること、民間の建築物の情報について個人情報保護の観点から、県以外の機関との情報共有の可否について疑義が生じていることとの課題が挙げられている自治体もあった。

#### 2. 庁内関係部局及び労働局との情報共有

概ね、民間建築物の吹付けアスベストの使用に関する情報や、大気汚染防止法、建設リサイクル法、労働安全衛生法の届出による、石綿使用建築物の解体等の情報を共有し、合同パトロールの実施や事業者に対する所管法令以外の法令に基づく届出の必要性についての説明が行われているが、今のところ、石綿使用建築物の被害状況の把握には至っていない自治体もあった。

#### 3. 石綿が使用されている建築物の被災状況の把握に対する具体的な取組

- ・「石綿が使用されている建築物」の情報と、「被災した建築物」の情報による、石綿が使用されている被災建築物の情報把握
- ・被災建築物の解体申請時における建築物の石綿使用の有無の情報共有 等